

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当るときは、
その翌日)

目 次

- ◆ 訓 令 百谷ダム操作規則
- ◆ 告 示 昭和三十六年二月鳥取県告示第百号の廃止
鳥取県行政書士会会則の変更の認可
自衛官の募集
被爆者一般疾病医療機関の指定
解除予定の保安林(三件)
漁業共済に係る共済契約の締結の申込に係る同意についての適否の決定
土地改良区の清算人の就任
土地改良事業計画の適否の決定(二件)
土地改良法による換地計画の適否の決定
狩猟者講習会の開催
- ◆ 正 誤 昭和五十年六月二十三日付鳥取県公報中訂正

訓 令

鳥取県訓令第三号

百谷ダム操作規則を次のように定める。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

百谷ダム操作規則

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 貯水池の水位等(第三条―第八条)
 - 第三章 貯水池の用途別利用(第九条・第十条)
 - 第四章 洪水調節等(第十一条―第十四条)
 - 第五章 貯留された流水の放流(第十五条―第十八条)
 - 第六章 ゲート及びバルブの操作(第十九条・第二十条)
 - 第七章 点検、整備等(第二十一条・第二十二条)
 - 第八章 記録等(第二十三条―第二十五条)
 - 第九章 雑則(第二十六条)
- 附則
- 第一章 総則

(通則)

第一条 百谷ダムの操作については、この訓令の定めるところによる。
(ダムの用途)

第二条 百谷ダムは、洪水調節及び不特定用水の補給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位等

(洪水)

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒二立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第四条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 六月十日から十月二十日まで
- 二 非洪水期間 十月二十一日から翌年六月九日まで

(水位の測定)

第五条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第六条 貯水池の常時満水位は、標高六十二・三〇メートルとし、水位をこれより人為的に上昇させてはならない。

(洪水時満水位)

第七条 貯水池の洪水時満水位は、標高六十七・五〇メートルとし、水位をこれより人為的に上昇させてはならない。

(最低水位)

第八条 貯水池の最低水位は、標高六十・四〇メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第九条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高六十二・三〇メートルから標高六十七・五〇メートルまでの容量最大二十万立方メートル

ルを利用して行うものとする。

(不特定用水のための利用)

第十条 不特定用水の補給は、標高六十・四〇メートルから標高六十二・三〇メートルまでの容量最大四万二千立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十一条 鳥取土木出張所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 鳥取地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第十二条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとつたときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 鳥取県土木部砂防利水課、建設省鳥取工事事務所、鳥取地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報
- の収集を密にすること。

- 二 最大流入量、洪水総量、洪水の継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。

三 警報、通信連絡、観測等に必要な設備等の点検及び整備を行うこと。

(洪水調節等)

第十三条 所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節等を行わなければならない。

一 水位が常時満水位を超えるときは、放流管による自然放流を行うこと。

二 水位が洪水時満水位を超えるときは、越流部による自然越流を行うこと。

(洪水警戒体制の解除)

第十四条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第十五条 ダムによつて貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流することができる。

一 第十三条第一号又は第二号の規定により洪水調節等のための放流を行うとき。

二 第十七条の規定により不特定用水の補給のための放流を行うとき。

三 第二十一条の規定により主放水管バルブ及び予備放水管バルブの点検及び整備を行うとき。

四 工事その他特にやむを得ない理由により放流を行うとき。

(放流の原則)

第十六条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう、かつ、放流が無効放流とならないように努めなければならない。

(不特定用水の補給のための放流)

第十七条 所長は、不特定用水の補給のため必要があると認める場合においては、ダムより毎秒〇・〇三立方メートルを限度として放流するもの

とする。

(放流に関する通知等)

第十八条 所長は、ダムによつて貯留された流水を放流することにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第三十二条の規定に準じて関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の通知すべき関係機関及び周知の方法を、あらかじめ定めておかなければならない。

第六章 ゲート及びバルブの操作

(放流管ゲートの操作)

第十九条 放流管ゲート(ダムに取り付けられた洪水調節のための穴あき部に施設されたゲートをいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

一 第二十一条の規定により放流管ゲートの点検及び整備を行うとき。

二 工事その他特に必要があるとき。

(放水管バルブの操作)

第二十条 主放水管バルブ(不特定用水の補給のために取り付けられたバルブをいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉しておくものとする。

一 水位が常時満水位以下にある場合において、第十七条の規定により放流を行うとき。

二 次条の規定により主放水管バルブ又は予備放水管バルブの点検及び

整備を行うため必要があるとき。

三 工事その他特に必要があるとき。

2 予備放水管バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一 第十七条の規定により放流を行う場合において、次条の規定により主放水管バルブの点検及び整備のために主放水管バルブの閉そくを必要とするとき。

二 次条の規定により主放水管バルブ又は予備放水管バルブの点検及び整備を行うため必要があるとき。

三 工事その他特に必要があるとき。

第七章 点検、整備等

(点検及び整備)

第二十一条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、洪水期間においては定期及び適時に、非洪水期間においては定期に、点検及び整備を行わなければならない。

一 ダム本体

二 放流管ゲート、主放水管バルブ及び予備放水管バルブ(以下「ゲート等」という。)

三 ゲート等の操作に必要な機械及び器具

四 警報、通信連絡、観測等に必要な設備

五 監視、警報等に必要な船舶及び車両

六 前各号に掲げるものの操作に必要な資材

2 所長は、ゲート等を常に良好な状態に保つため、非洪水期間において適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第二十二条 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

第八章 記録等

(ゲート等の操作記録)

第二十三条 所長は、第十三条の規定により洪水調節等を行ったとき、又は第十九条及び第二十条の規定によりゲート等の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

一 気象及び水象の状況

二 ゲート等の操作の事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動

三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況

四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項

五 その他特記すべき事項

(調査結果等の記録)

第二十四条 所長は、第二十一条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第二十二条の規定により調査又は測定を行った結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第二十五条 所長は、知事が別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

第九章 雜則

第二十六条 この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。
附 則

この訓令は、昭和五十年六月二十七日から施行する。
別表(第二十二條關係)

事項	項	目
氣象	天氣 氣圧 溫度 湿度 降水量 風向 風速 積雪量	
水象	水位 流量	
貯水池	水位 流入量 放流量 堆砂	
ダム	たわみ 漏水状況 揚圧力	
効果	洪水調節 不特定用水	

告 示

鳥取県告示第五百六十一号

昭和三十六年二月十七日鳥取県告示第百号(遊興飲食税の公給領収証の様式の実施の時期について)は、廃止する。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百六十二号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則の変更を昭和五十年六月二十一日認可したので、行政書士法施行規則(昭和二十六年総理府令第五号)第十八条第二項の規定により告示する。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

変更の内容

行政書士会の入会金及び会費の額を引き上げること。

鳥取県告示第五百六十三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百四条及び第一百七条第一項並びに第一百八条の規定に基づき、昭和五十年第一次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十年七月一日から昭和五十年九月三十日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定

する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む。)、社会及び数学)

イ 身体検査

ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第五百六十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定した年月日	名称	所在地
昭和五十年六月二十一日	米本循環器内科 消化器	鳥取市吉成八二〇一五

鳥取県告示第五百六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字俵原字菅原式二九一の五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を、鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百六十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町新屋字土屋山一八六五の一、江府町大字俣野字蛇喰山二五七一の一、二五七一の七、二五七一の八(以上四筆国有林について、次の図に示す部分に限る。)東伯郡関金町大字今西字下屋山、大字山口字山口奥(以上二筆国有林について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課並びに日南町役場、江府町役場及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百六十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字下鉦谷日向山一七四七の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百六十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出があつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同法同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区

漁業の区分

赤碓加入区

しいらつけ漁業

鳥取県告示第五百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

富桑土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

水口 源太郎	鳥取市西品治六七八の三
村岡 清次	田島四九〇
吉田 梯造	西品治五七一
浦島 丈徳	田島四三九
川島 長次郎	西品治六六二の一
山部 潔	西品治五九一
山根 一夫	田島四八一
山部 利貞	西品治五五二
谷口 兵次	田島四七六
山田 峯蔵	西品治六一六
中村 嘉光	六〇九
中村 正明	五四八

昭和五十年四月二十三日解散認可により理事が就任 任期は清算終了まで

鳥取県告示第五百七十号

昭和五十年四月三日付けで北条町から申請のあつた土地改良（江北地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年六月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十一号

昭和五十年五月十九日付けで日南町から申請のあつた土地改良（宝谷地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年六月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十二号

昭和五十年三月二十日付けで東伯郡東伯町大字法万三六五番地横山功はか十九人の者から申請のあつた古布庄地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年六月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができらる。

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第7条ノ2第1項の規定に基づき、昭和50年度狩猟者講習会を次のとおり開催する。

昭和50年6月27日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和46年度以降の狩猟者講習の修了証明書を有する者は除く。

2 開催の方法

経験者課程（乙種及び丙種の講習会を受けようとする者にあつては、昭和47年度から昭和49年度の間1回以上乙種又は丙種の狩猟免許を受けた者。甲種の講習会を受けようとする者にあつては、昭和47年度から昭和49年度の間1回以上甲種の狩猟免許を受けた者）と初心者課程（経験者課程以外の者）に分けて行う。

3 開催日時等

(1) 経験者課程

開催日	時 間	講 習 会 場	受 講 対 象 者
8月29日	9時から	八頭郡東家町郡家 八頭総合事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者
		鳥取市東町	鳥取市、岩美郡及び気

9月3日	..	鳥取県庁講堂	高部に住所を有する者
8月6日	9時から	倉吉市鞆城 中部総合事務所講堂	倉吉市、関金町、東郷町、泊村及び三朝町に住所を有する者
	18時から	..	東伯郡で上記以外に住所を有する者
9月8日	9時から	米子市鞆町 西部総合事務所講堂	米子市に住所を有する者
	18時から	..	境港市及び西伯郡に住所を有する者
9月12日	9時から	日野郡日野町根雨 日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者
9月20日	..	米子市鞆町 西部総合事務所講堂	前記日程で受講できなかった者及び再受講者
9月29日	..	倉吉市鞆城 中部総合事務所講堂	..
11月8日	..	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	..

(2) 初心者課程

開催日	時間	講習会場	受講対象者
7月28日 ～29日	9時から	日野郡日野町根雨 日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者
7月25日 ～26日	..	米子市鞆町 西部総合事務所講堂	米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者
8月4日 ～5日	..	倉吉市鞆城 中部総合事務所講堂	倉吉市及び東伯郡に住所を有する者
8月11日 ～12日	..	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	鳥取市、岩美郡及び高部に住所を有する者
8月25日 ～26日	..	八頭郡郡家町郡家 八頭総合事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者
9月1日 ～2日	..	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	前記日程で受講できなかった者及び再受講者
9月9日 ～10日	..	米子市鞆町 西部総合事務所講堂	..

4 講習科目

- (1) 狩猟に関する法令
- (2) 狩猟鳥獣の判別

(3) 猟具の取扱い

5 講習時間

経験者課程は、2時間とする。

初心者課程は、第1日目6時間、第2日目3時間、合計9時間とする。

6 考査

経験者課程、初心者課程とも講習修了後引き続き講習に係る事項を修得したかどうかを考査する。

7 受講申込方法

所定の申込書に狩猟者講習手数料の額(経験者課程は400円、初心者課程のうち甲種は700円、乙種及び丙種は1,100円)に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真をはり付けて、受講日の5日前までに所轄の地方農林振興局長に提出すること。

8 携行品

- (1) 受講申込みの際に配布したテキスト
- (2) 筆記用具

正 誤

昭和五十年六月二十三日付鳥取県公報中誤りがあつたので、訂正する。

頁

誤

正

一から七十八まで

号外第40号

号外第42号